

情審第9号

令和元年（2019年）8月9日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 一寸木吉久

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

平成31年2月26日付け環政第122号で諮問（諮問第27号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、本件請求の対象となった公文書を公開すべきである。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、平成30年9月5日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「1. ごみ収集・運搬業務委託執行決裁書類における業務執行調書中の予算額、2. ごみ収集・運搬業務委託執行決裁書類における落札予定価格中の落札予定価格、予算額及び落札予定価格の予算額に対する割合※上記公文書の保存されている年度に遡り、全て」（以下「本件文書」という。）の本件請求を実施機関に対し行った。

なお、本件文書の業務執行調書は、契約事務執行において指名業者を選定する際に作成する調書であり、業務件名、予算額、指名する業者名並びに指名業者を決定する決裁権者の職名、氏名及び押印がされている書類である。

また、本件文書の落札予定価格（書類）は、入札の際に、業者が入れる札の価格を照合するために用いる書類であり、業務件名、落札予定価格、入札書（見積書）比較価格、予算額及び予算額に対する割合並びに決裁権者の職名、氏名及び押印がされている書類である。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、平成30年9月20日付けで本件処分を行った。

なお、実施機関が現に保有する平成25年度から平成30年度までの文書を本件文書とした。

- 2 本件処分は、公開をしない部分の概要及び公開をしない理由を次のとおりとした。

＜公開をしない部分の概要＞

平成25年度から平成30年度の各年度において、共通

(1) 業務執行調書中の予算額

(2) 落札予定価格（書類）中の落札予定価格、入札書（見積書）比較価格、予算額及び予算額に対する落札予定価格の割合

<公開をしない理由>

公開をしない部分の概要の全てについて、条例第8条第4号イに該当し、市が行う契約に係る事務に関し、公にすることにより、市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため。

- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、平成30年10月2日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、平成30年10月26日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、平成30年11月16日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、平成30年11月30日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、平成30年12月18日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は小田原市総務部契約検査課長を参考人とし、平成31年1月18日付けで参考人陳述書の提出を依頼した。
- 6 参考人は審査庁に対し、平成31年2月18日付けで参考人陳述書を提出した。
- 7 審査庁は当審査会に対し、平成31年2月26日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び令和元年5月31日実施の意見陳述によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 大きな金額の特命随意契約が長期間に亘り執行されながら、契約事務に関する情報の一切が明らかにされておらず、実施機関に対して、情報公開請求をしたが、市が行う契約事務に係る事務に関し、公にすることにより市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとして、公開をしない処分を受けた。

- (2) 既に契約が済んでいる業務委託の予定価格等が、示された理由で公開されないことはおかしい。市の財産上の利益を不当に害するおそれとは、何を指しているのか具体的説明が無く理解しがたい。また、多くの他都市では同種業務委託の入札や見積合わせが、契約後に予定価格等が公表されていることに鑑みると全く納得ができない。
- (3) 神奈川県内の他市の委託案件の公表状況を調査すると、多くの自治体が電子入札の結果の中で、予定価格を公表している。また、他市の情報公開担当窓口を訪問して、公開を求めると、その場で閲覧可能な自治体もある。
- (4) 実施機関は、予定価格を事前に公にすることを弁明する判断基準にしているようであるが、事前に公にすることを求めているのではない。すでに契約が済んで執行済みになっている業務についての予定価格の公開を請求しているのである。
- (5) 実施機関は、本件に係る委託業務内容は、「定型的・継続的」であり、「その仕様に変更はなく、価格を大幅に変動させる要素が生じる可能性が低い」ことを理由に、公開すると「予定価格が類推される」「業者が見積りの努力を怠る」「契約金額が上昇する」と弁明しているが、一社独占状態で約 40 年間も特定業者だけでやり取りをしてきているのに、類推されるもされないものではないか。また、見積りの努力を怠るような業者などは排除すべきである。さらに、一社独占の隠蔽状態であるからこそ、契約金額が大きく高止まりをしていると考えている。
- (6) 約 40 年もの間、特定の業者と随意契約を継続してきたことは問題であり、不当な本件処分を解決するには、現在一社独占状態で発注している小田原市の随意契約の実態にまで立ち入って検討する必要がある。
- (7) 実施機関は、市が持っている情報について「説明する責任」があり、本件処分により、市の事業内容を理解する一助となるべき、市民の「知る権利」を侵害された。

第 6 実施機関の主張の要旨

弁明書及び令和元年 5 月 31 日実施の質疑応答によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 一部非公開とした予算額、落札予定価格、入札書（見積書）比較価格、予算額及び予算額に対する落札予定価格の割合については、条例第 8 条第 4 号の市が行う事

務又は事業に関する情報に該当し、さらに同条同号イの契約に係る事務であることから、公にすることによって、市の財産上の利益を不当に害するおそれがあることを理由として、非公開としたものである。

- 2 市の財産上の利益を不当に害するおそれとは、例えば、入札予定価格を事前に公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、市の財産上の利益が損なわれるおそれがあるものと考えられるという意味である。
- 3 本件に係る委託業務は、ごみの収集運搬という役務の提供を行うものであるが、その業務内容は定型的なものであり、かつ、継続的に行っているものである。そして、その仕様に変更はなく、価格を大幅に変動させる要素が生じる可能性は極めて低い。
- 4 本件に係る委託業務を受けられる業者は、特定の業者しかなく、長期間契約が継続されてきているため、今後も特段の事情がない限り、当該業者との契約が継続されていく可能性が高い。
- 5 このことから、本件業務内容は、価格に影響を与えるような変更なしに、かつ、継続的に遂行されるべきものである。したがって、予算額や落札予定価格等を公開することは、将来の同種の契約における予定価格等が類推されることになり、一方では業者が見積りの努力を怠ることが懸念され、他方では契約金額が上昇するおそれもある。
- 6 本市では業務委託契約における予算額及び落札予定価格については、従来から非公開としてきたところである。また、予定価格は予算の範囲内で決定されるものであること、そして、入札書（見積書）比較価格については、落札予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額であり、落札予定価格を切り離すことはできないものであることから、同様に非公開とした。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、令和元年5月31日実施の審査請求人の意見陳述及び質疑応答並びに令和元年5月31日実施の実施機関への質疑応答及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。なお、当審査会の判断は、本件処分の当否に係

るものであるから、両当事者の主張であっても、当該判断に影響を与えないと認められるものは、調査、審議の対象とはしていない。

1 非公開情報（条例第8条第4号イ）について

条例第8条第4号は、「市等又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とし、同号イでは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市等又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があることを非公開情報の要件としている。

「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格をいい、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法などに照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することになる。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、事務又は事業の根拠となる規定やその趣旨に照らして、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が、看過し得ない程度であることを意味し、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

「財産上の利益を不当に害するおそれ」の意味は、実施機関が主張するとおり、入札予定価格を事前に公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、財産上の利益が損なわれるおそれがあるものなどが考えられる。

また、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業の場合、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開することによって、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずることも考えられる。

この点、条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書情報が非公開情報に該当するかどうかは、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するかどうかという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開をしない部分の非公開情報該当性について検討していく。

2 公開をしない部分の非公開情報該当性について

本件文書に係る委託業務（以下「本件業務」という。）は、ごみ収集運搬業務であり、実施機関は、約 40 年間、毎年度随意契約により、特定業者と本件業務の契約を締結してきたことが認められる。そして、実施機関によれば、本件業務の内容は、定型的なものであり、継続的に行っているものであるため、その仕様に変更はなく、また価格を大幅に変動させる要素が生じる可能性が極めて低いとのことである。

そうであるならば、約 40 年間継続して契約してきた特定業者は、その契約実績等を分析して、翌年度の予算額及び落札予定価格を高い精度で類推することが可能と考えられる。したがって、たとえ本件文書の予算額及び落札予定価格を公にしたとしても、翌年度以降に、適正な額での契約が困難となり、財産上の利益を不当に害するなど、新たに業務の適正な執行に支障が生じることは考えられない。

また、実施機関は、予算額及び落札予定価格を公開することで、業者が見積りの努力を怠ることが懸念され、契約金額が上昇するおそれもあると主張するが、上述のとおり、そのおそれが具体的に生じるとは考えられない。

加えて、実施機関が主張するように、現段階では、当該特定業者との契約が今後も継続されていく可能性が高い特殊な状況を踏まえると、将来の同種の契約に影響を与えるおそれがあるとは認められない。

以上の検討から、約 40 年間、特定業者と随意契約をしてきた本件業務においては、実施機関が主張する公開をしない部分を公にしたとしても、当該事務又は事業及び将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが具体的に存在するとは考えられないことから、実施機関が主張する公開をしない部分は、非公開情報に該当するものとは認められない。

以上の理由から、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
平成31年2月26日	審査庁からの諮問書を受付
平成31年4月19日	第72回情報公開審査会 事案の審議
令和元年5月31日	第73回情報公開審査会 審査請求人及び実施機関による 意見陳述の聴取及び事案の審議
令和元年7月5日	第74回情報公開審査会 答申案の検討